十五年を超え十六年以下	年一分五毛
十六年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第五号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・五五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第六号

中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省・農林水産省告示第七号（中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十一日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

「年二・五五パーセント」を「年二・四五パーセント」に改める。

附　則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十六号

農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第四号の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千百八十二号（農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分三厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百九十七号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年二月二十一日

農林水産大臣　林　芳正

「年一分三厘」を「年一分二厘」に改める。

附　則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年二月二十一日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	いわき市山田町林崎二三三番一から同市山田町下田中一〇〇番四まで	平成二十五年二月二十二日〇時

○国土交通省告示第百三十五号

水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項の規定に基づき、指定ダムに係る水源地域を次のように指定したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十五年二月二十一日

国土交通大臣　太田　昭宏

指定ダムの名称及び水源地域

指定ダムの名称	水源地域
筑後川水系小石原川小石原川ダム	福岡県朝倉市のうち江川、上秋月、田代、山見及び日向石 同県朝倉郡東峰村のうち大字小石原

○関東地方整備局告示第六十号

利根川水系に係る指定区間外の一級河川利根川について、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第六条第二項の区域を次のように指定する。

平成二十五年二月二十一日

関東地方整備局長　森北　佳昭

その関係図面は、国土交通省関東地方整備局及び同局利根川下流河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

次の図面の黄緑色で着色した部分に該当する土地の区域

（図面省略）

附　則

河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十三条の規定により、河川保全区域の指定があったものとみなされた、昭和三十九年一月三十一日付け茨城県告示第百二十七号に係る土地のうち、次の図面の黄色で着色した部分に該当する土地の区域は廃止する。

（図面省略）

○中部地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年二月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　施行者の名称　岐阜県
二　都市計画事業の種類及び名称　羽島都市計画道路事業三・三・五号桑原足近線
三　事業施行期間　自平成二十五年二月二十一日至平成二十九年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　岐阜県羽島市正木町曲利字葭場地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十五年二月二十一日

中部地方整備局長　梅山　和成

（一）道路の種類及び路線名　道路の位置
一般国道　百五十三号　愛知県豊田市小田木町カキノソレ地先から愛知県豊田市大野瀬町大ワダ地先まで

（二）他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏　名　ＫＤＤＩ株式会社　建設本部長　山森　誠司
住　所　東京都千代田区飯田橋三―一一―一一

（三）他の管理者が行う管理の内容
一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定及び一般国道百五十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則に記載

（四）管理の期間　平成二十五年二月六日から本協定の存続する日まで